

愛歯国保 だより

みなさまの
心と体の
健康づくりを
お手伝い



詳細はホームページを

<http://aishik.jp/>



Contents

創刊のごあいさつ	P2	適用除外承認申請について	P6
保険料改定のお知らせ	P3	取得・喪失は14日以内に届け出を	P7
人間ドック(総合健診)のお知らせ	P4	こんなときは届け出が必要です	P8

「愛歯国保だより」 創刊にあたって



理事長 齊藤 佳雄

組合員の皆様には、平素より本組合運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成26年3月6日の第112回組合会にて承認されました事業計画において、愛知県歯科医師国民健康保険組合独自の「愛歯国保だより」を創刊する運びとなりました。

本組合は、愛知県歯科医師会を母体として、昭和33年10月に発足し、昭和34年1月に施行された新国民健康保険法に基づく公法人として、愛知県知事より認可を受け現在に至っております。昭和33年当初約4,000人だった被保険者が、現在20,000人余であり、大きく順調に推移してきたところではありますが、国家財政の縮小化、人口構造の高齢化の進行等による保険医療財政の危機的状況が本組合にも大きな影響を及ぼし、国保組合の運営を年々一層厳しいものにしております。

今後、組合運営は、被保険者のための国保事業を柱に効果的で分かり易い方法を模索し、積極的に取り組むよう努力してまいります。

なお、この愛歯国保だよりは、組合員の皆様が本組合に対する理解を一層深めていただくためのものですので、是非一読いただき、ご意見等ございましたら本組合までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

組合員皆様のますますのご活躍を祈念し、挨拶とさせていただきます。

保険料改定のお知らせ

3月6日(木)に行われた第112回組合会において保険料改定が可決承認され、以下の通りとなりましたのでお知らせいたします。

	保険料(月額)	内 訳			
		保険料(H25保険料)	正味の保険料	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金
正 組 合 員	24,500円	21,500円(19,000円)	19,603円	1,897円	3,000円
正組合員家族	10,000円	7,000円(5,500円)	5,103円	1,897円	3,000円
準 組 合 員	11,000円	8,000円(6,500円)	6,103円	1,897円	3,000円
準組合員家族	9,500円	6,500円(5,000円)	4,603円	1,897円	3,000円

※正組合員本人の場合：月額保険料 24,500円には、3,000円の後期高齢者支援金と前期高齢者納付金1,897円が含まれており、その正味の保険料は19,603円(以下同様)です。

※納付金・支援金について：0歳～74歳までの全加入者が一人月額4,897円(年額58,764円)を負担しています。

※40歳～65歳未満の加入者は、別途、介護保険料(月額 3,700円)の納付義務があります。

保険証更新のお知らせ

現在お使いの保険証の有効期限は平成26年8月31日までとなります。保険証更新前に資格確認のため、加入者全員の住民票の提出をお願いする予定です。ご準備をお願いします。

新しい保険証は住民票確認後、8月中旬に診療所へ郵送いたしますので、必ず旧保険証を組合までご返送ください。

新しい保険証が届いたら、必ず旧保険証(藤色)を返却しましょう



住民票で確認させていただく事項

- ① 東海4県(愛知・岐阜・三重・静岡)に住民票があること
 - ② 家族加入の方のご住所が世帯主と同一であること
- * 学生の方につきましては申請により住民票が別でも家族加入ができます。

自家診療・他家診療について

当組合は歯科医師国保という特殊性から、歯科医療費の保険請求の自粛をお願いしております。ご不明な点は愛知県歯科医師国保組合までおたずねください。

自家診療

正組合員が、歯科医師国保に加入する自分の家族ならびに自院(分院も含む)の従業員やその家族を診療した場合、そのすべての保険請求ができません。(患者の保険証記号番号の頭の四桁が請求者の保険証記号番号と同じ場合は自家診療となり保険請求できません。)

他家診療

正組合員が、他の正組合員やその家族を診療した場合、「歯冠修復および欠損補綴治療(※一部分除く)」については保険請求ができませんが、その他の保険請求はできます。

なお、「窩洞・充形・充填・充填材料」については保険請求が認められます。

第112回組合会を実施しました

愛知県歯科医師国民健康保険組合の第112回組合会が、去る3月6日(木)15時より、名古屋東急ホテルにて開催されました。

当日は県歯連会会長のご出席およびご挨拶を戴き、組合会議員44名中42名の出席により、国民健康保険法施行令第13条の規程により、本組合は成立しました。

議案の審議につきましては、慎重審議の結果、次の各議案が原案通り可決承認されました。

- ◆第1号議案 愛知県歯科医師国民健康保険組合規約の一部を改正する規約
- ◆第2号議案 平成26年度愛知県歯科医師国民健康保険組合事業計画について
- ◆第3号議案 平成26年度愛知県歯科医師国民健康保険組合法令遵守のための実践計画について
- ◆第4号議案 平成26年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出予算について
- ◆第5号議案 役員報酬並費用弁償支給規程の一部を改正する規程について
- ◆第6号議案 嘱託会計顧問委嘱について

第25期役員

- 【理事長】 齊藤 佳雄
- 【副理事長】 惣卜 俊明
- 【常務理事】 蜂須賀 幹雄
- 【理事】 本多 隆保、丹羽 慶繁、久田 和明
- 【監事】 川端 英史、神谷 光男、渡部 真法、佐藤 毅
- 【監事】 三井 康義、石黒 隆男、林正 弘

3 負担金 補助金を引いた額(下記)をセンター窓口でお支払いください。

健診機関名	国保組合加入者	本年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に達する県歯会員で 愛知県歯科医師会福祉共済保険加入者		1234に 該当しない方	
		国保組合加入者			国保組合未加入者
		正組合員	正組合員以外		
名古屋市医師会健診センター 光生会病院総合健診センター 豊田地域医療センター 半田市医師会健康管理センター 中京サテライトクリニック 大雄会第一病院 江南厚生病院 愛知健康増進財団 予防医学推進・研究センター エルズメディケア名古屋	22,400円	0円	10,400円	20,400円	32,400円
岡崎市医師会はるさき健診センター 知多厚生病院	19,500円 18,000円	0円 0円	7,500円 6,000円	17,500円 16,000円	29,500円 28,000円

4 夫婦同日受診の特例負担金

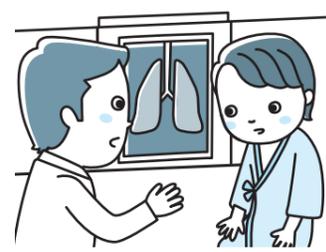
健診機関名	国保組合加入者			国保組合未加入者		
	2人とも節目会員	1人が節目会員	2人とも節目会員でない	2人とも節目会員	1人が節目会員	2人とも節目会員でない
名古屋市医師会健診センター 予防医学推進・研究センター 大雄会第一病院	10,000円 15,400円	22,000円 27,400円	34,000円 39,400円	30,000円 35,400円	42,000円 47,400円	54,000円 59,400円

※節目会員～本年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に達する県歯会員で愛知県歯科医師会福祉共済保険加入者
※節目会員でなおかつ国保組合の正組合員の先生には10,400円以内で特別補助があります。
※いずれの金額も2名分の負担金額です。※ただし、ご夫婦で同日の受診の場合に限り各々受診日が違いますと適用にはなりません。

5 平成26年度対象になる節目会員の生年月日

年齢	生年月日	年齢	生年月日	年齢	生年月日
40歳	昭和49年4月1日～昭和50年3月31日	55歳	昭和34年4月1日～昭和35年3月31日	70歳	昭和19年4月1日～昭和20年3月31日
45歳	昭和44年4月1日～昭和45年3月31日	60歳	昭和29年4月1日～昭和30年3月31日	75歳	昭和14年4月1日～昭和15年3月31日
50歳	昭和39年4月1日～昭和40年3月31日	65歳	昭和24年4月1日～昭和25年3月31日	80歳	昭和9年4月1日～昭和10年3月31日

1年に1回は 人間ドック(総合健診)を受けましょう



病気の早期発見、早期治療が健康の秘訣です。
ご自分のため、ご家族のためにも1年に1回は受診しましょう。

※愛知県歯科医師会福祉共済保険加入者で、平成26年度中に75歳、80歳になられる県歯会員のの方は、県歯福祉共済保険により、負担金なしで人間ドックを受診いただけます。
※年度中に40歳から75歳になられる方には6月上旬に、特定健診の受診券を送付いたします。受診券をご持参の上、人間ドックを受診ください。

1 場所

- 名古屋市医師会健診センター**
名古屋市東区葵1-18-14
052-937-8425
- 光生会病院総合健診センター**
豊橋市吾妻町137
0532-61-3000
- 豊田地域医療センター**
豊田市西山町3-30-1
0565-34-3000
- 岡崎市医師会はるさき健診センター**
岡崎市針崎町字春咲1-3
0120-489-545
- 半田市医師会健康管理センター**
半田市神田町1-1
0569-27-7886
- 中京サテライトクリニック**
豊明市沓掛町石畑180-1
0562-93-8222
- 大雄会第一病院**
一宮市羽衣1-6-12
0586-26-2008
- 予防医学推進・研究センター**
日進市折戸町西田面110
0561-73-3030
- エルズメディケア名古屋 女性限定**
名古屋市中区栄2-1-1日土地名古屋ビル3F
052-737-6500
- 知多厚生病院**
知多郡美浜町大字河和字西谷81-6
0569-82-0395
- 江南厚生病院**
江南市高屋町大松原137
0587-51-3311
- 愛知健康増進財団**
名古屋市中区清水1-18-4
052-951-3919

2 申込方法

受診希望者は、上記医療機関(12カ所)に直接お申込みください。
なお、申込みの際には被保険者証の記号番号、氏名、生年月日をお伝えください。

契約保養所 長島温泉ジャンボ海水プールおよび湯あみの島でリフレッシュ!

今年も昨年度に引き続き組合員のみみなさまに長島温泉ジャンボ海水プールおよび湯あみの島のご案内をいたします。
(*利用券は各々別々になりますのでご注意ください)

- 利用期間** 9月30日(火)まで
(ただし、湯あみの島は27年2月28日まで)
- 利用料金**
 - 大人(中学生以上) 1,600円(湯あみの島 1,300円)
 - 小学生 1,100円(湯あみの島 1,000円)
 - 幼児(2歳以上) 700円(湯あみの島 500円)

利用施設 海水プールおよび湯あみの島の入場券で入場できる施設は、室内プールを除くすべての施設で、プール(ジャンボ海水プール、流水プール、子供プール等)はもちろん遊園地(乗り物代は別料金)へも入場できます。

申込方法 6月25日(水) 午前9時より受付
☎(052)962-9539
受付時間 平日 午前9時～12時/午後1時～4時
(*時間外は取扱できません)

プールまたは湯あみの島を利用したい旨を組合にお申し出いただけますと、組合より加入者の人数分の利用券(引換券)を発行いたしますので、長島温泉の入場券売場に利用料金とともにご提出いただき、入場券とお引換えの上ご入場ください。
ただし、お1人様1回(1枚)限りの利用とさせていただきます。

愛知県歯科医師会国保組合のホームページをご活用ください!

資格取得・喪失届等、各種申請書のダウンロードなど、役立つコンテンツがたくさん。ぜひご利用ください。



申請書のダウンロードはこちらから

医療の受け方、給付のことがわかります

知りたい情報にすぐアクセス!

<http://aishik.jp/>

組合員のみなさまへ

届け出や保険料の納付などのルールを守り、大切な国保制度が健全に運営されるよう、みなさまのご協力をお願いします。

！ 取得・喪失などがあつたときは必ず14日以内に届け出てください

愛知県歯科医師国保組合への取得・喪失の届け出が遅れると、次のようなトラブルの原因となりますのでご注意ください。困ってからでは遅すぎます。届け出は14日以内に！

1 取得の届け出が遅れると…

- ◆遅れた分の保険料を、さかのぼって納めなければならないことがあります。
- ◆遅れた期間にかかった医療費を、全額自己負担しなければならないことがあります。

2 喪失の届け出が遅れると…

- ◆うっかり愛知県歯科医師国保組合の保険証を使うと、あとで愛知県歯科医師国保組合に医療費を返さなければならないことがあります。
- ◆新たに加入した職場の健康保険などと、愛知県歯科医師国保組合の両方に保険料を二重に納めてしまうことがあります。



75歳を過ぎても組合員資格を継続する場合

組合員証が交付されます

被保険者資格は喪失しますので、保険証は返却してください

国保組合に加入している正組合員について、加入要件を満たす方は、75歳を過ぎても届け出により組合員資格を継続（被保険者資格は喪失）することができます。その場合は、継続の証明書として組合員証が発行されます。医療機関にかかるときは、後期高齢者医療制度で給付を受け、愛知県歯科医師国保組合の保健事業などは継続して利用することができます。また、継続する組合員の世帯に属する75歳未満の家族は、愛知県歯科医師国保組合の被保険者として引き続き残ることができます。ただし、下記の届け出が必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの
正組合員が75歳になったとき 組合員資格を継続するとき 65歳以上で一定の障害があり広域連合で認定を受けたとき 組合員資格を継続しないとき	愛知県歯科医師国保組合の保険証、高齢受給者証(70歳以上) 後期高齢者医療の保険証の写し(被保険者資格は喪失) 愛知県歯科医師国保組合の保険証(全員)、高齢受給者証(70歳以上)
家族が75歳になったとき	愛知県歯科医師国保組合の保険証、高齢受給者証
組合員資格を継続している正組合員が組合員資格を喪失するとき	国民健康保険被保険者資格喪失届、組合員証 【75歳未満の従業員および家族が加入している場合】 国民健康保険被保険者資格喪失届、愛知県歯科医師国保組合の保険証(全員)
組合員資格を継続している正組合員が死亡したとき	国民健康保険被保険者資格喪失届、組合員証 死亡見舞金申請書、埋葬許可書または死亡診断書の写し 【75歳未満の従業員および家族が加入している場合】 国民健康保険被保険者資格喪失届、愛知県歯科医師国保組合の保険証(全員)
組合員資格を継続している正組合員の住所が変わったとき	住民票、住所氏名変更届
組合員証をなくしたとき	再交付申請書

愛知県歯科医師国保組合加入の事業主のみなさまへ

法人組織の事業所等の健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きはお済みですか？

すでに歯科医師国保組合に加入されている事業所(正組合員)が、法人組織(一人医療法人を含む)の事業所、または強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)になった場合は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっておりますが、健康保険の適用除外承認の申請をすると歯科医師国保組合の被保険者として継続することができます。厚生年金は強制加入となります。

健康保険被保険者適用除外承認申請が必要な事業所は

- ◆法人組織の事業所に新しく雇われた従業員
- ◆個人事業所が新しく法人組織の事業所になる場合
- ◆個人事業所で従業員が5人以上になった場合

個人事業所の従業員(常勤)が5人以上のとき、または5人以上に増えたときは、全員の健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きが必要になります。(個人事業主については、健康保険被保険者適用除外申請の対象になりません)

なお、法人事業所の新規加入はできません。

事業主のみなさまへのお願い

この健康保険の適用除外承認の申請を行う場合は、「**事実の発生から5日以内**」に届け出を行うのが原則であり、申請を行うことが困難と思われる場合には、可能な限り、電話等により事前に管轄する年金事務所に相談を行うことが望ましいとされています。

また、年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」は、5日以内に届け出ができなかったやむを得ない理由を記載した理由書を添付することになります。

なお、**この手続きを怠り、適用除外承認を受けずに、国保組合に加入していることは、違法状態となるため、被保険者資格を喪失しなければならない措置がとられます**ので、ご注意ください。



ご不明な点がございましたら、愛知県歯科医師国保組合事務局へお問い合わせください。TEL 052-962-9539

こんなときは届け出が必要です



書類の名称	こんなときに	提出期間	添付書類
被保険者資格取得届	新規加入のとき	14日以内	●住民票(3ヵ月以内) ●雇用契約書の写し
	被保険者追加(家族加入)のとき	14日以内	●住民票(3ヵ月以内) ただし、世帯全員表記されているもの
被保険者資格喪失届	従業員および一部資格喪失者があるとき	14日以内	●被保険者証
	組合員の資格を失ったとき(死亡含む)	速やかに	●被保険者証
住所氏名変更届	被保険者が氏名を変更したとき	14日以内	●被保険者証 ●住民票(3ヵ月以内)
	被保険者が住所を変更したとき	14日以内	●住民票(3ヵ月以内)
「法」第116条該当・非該当届	修学のため住所を離れる者があるとき および該当がなくなったとき	14日以内	●在学証明書(該当の場合のみ) ●住民票(3ヵ月以内)(該当の場合のみ)
被保険者証再交付申請書	被保険者証をなくしたとき	速やかに	●不要
療養費支給申請書	コルセット等装具を作製したとき	都度	●医師の証明書と領収書
	保険証の使用ができなかったとき	都度	●レセプト明細書と領収書
高額療養費支給申請書	健康保険法の定める 窓口自己負担限度額を超えるとき	都度	●領収書の写し ●課税(所得)証明書
限度額適用認定申請書	保険医療機関に入院するとき	事前に	●課税(所得)証明書
出産育児一時金支給申請書	被保険者が分娩したとき	都度	●出生証明書の写し ●領収書の写し
葬祭費支給申請書	被保険者が死亡したとき	都度	●埋葬許可証または死亡診断書の写し
死亡見舞金申請書	75歳以上の正組合員で 籍を残された状態で死亡したとき	都度	●埋葬許可証または死亡診断書の写し
傷病手当金支給申請書	正組合員が入院したとき	都度	●入院期間および疾病名がわかる 診断書の写し
第三者の行為による被害届	第三者(自動車事故等)により給付を受けるとき	速やかに	●第三者行為による被害届等多数



- 注意事項**
- 国の更なる指導監査強化に伴い、平成25年4月1日以降の従業員の取得につきましては、雇用契約書・労働契約書の写しを添付していただくことになりました。
 - ①雇用日、②業務内容(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、助手、受付事務等)、③正社員またはパートの区分(*下記参照)は、必ず記載されているものをお願いいたします。

パートの
条件

1日または1週間の労働時間が正社員の3/4未満であること
または、1ヵ月の労働日数が正社員の3/4未満であること
*正社員・パートの区分記入がない場合、正社員として取り扱わせていただきます。



撮っておきの
1枚

カワセミの撮影にはまり、飛翔写真や捕食写真を撮っていますが
なかなか上手く撮れず、鳥撮影の奥深さを実感しています。
その中でも比較的ピントがあったものです。(Photo:愛歯国保 丹羽慶繁)

◆撮影データ
レンズ: B0RG71 FL、カメラ: Pentax K3、
ISO: 1600、シャッタースピード: 1/1000秒
◆撮影場所
五条川(4月上旬)